

士別市の日影規制

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲の日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲の日影時間
・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 田園住居専用地域	軒高 7m を超える または 地階を除く階数 3 以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4m	3時間	2時間
・ 第一種住居専用地域 ・ 第二種住居専用地域 ・ 準住居専用地域 ・ 近隣商業地域 ・ 準工業地域	高さが 10m を超える建築物	4m	4時間	2.5時間
用途地域指定のない区域	軒高 7m を超える または 地階を除く階数 3 以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
	高さが 10m を超える建築物	4m	3時間	2時間